

第3期

石川県ニホンザル保護管理計画

平成24年3月

石川県

目 次

1	計画策定の目的と背景	-----	1
2	保護管理すべき鳥獣の種類	-----	1
3	計画の期間	-----	1
4	保護管理が行われるべき区域	-----	1
5	保護管理の目標	-----	2
	(1) 現状		
	① 生息状況		
	② 生息環境		
	③ 農作物被害の状況		
	④ 被害防止対策の状況		
	(2) 保護管理の目標		
6	保護管理の目標達成に向けた基本指針	-----	12
	(1) 目標を達成するための施策の基本的考え方		
	(2) 管理指針		
7	保護管理のための具体的取り組み	-----	15
	(1) 群れに対する対策		
	① 群れの状況と評価		
	② 群れ区分に応じた保護管理対策		
	③ 具体的な保護管理の方法		
	(2) 生息環境の保護及び整備の対策		
8	その他保護管理のために必要な事項	-----	20
	(1) モニタリング等の調査研究		
	(2) 計画の実施体制		
	(3) 普及啓発等		

1 計画策定の目的と背景

ニホンザルは我が国の固有種であり、特に白山に生息する個体群は豪雪地に生息するニホンザルとして注目され、継続的な調査研究と保護が図られてきた。

しかし、昭和 50 年代後半から、白山麓でニホンザルによる農作物被害が発生するようになり、「有害鳥獣駆除制度」により、その都度駆除申請を行う形で追い払い等が行われてきた。また、当時はニホンザルの生息状況の把握や被害の要因について十分検討されることがなかったことから、人と野生動物が共生する方策を具体化していくための科学的、計画的な保護管理を進める必要性が指摘されていた。

県では、これらの状況を改善するため、ニホンザルとツキノワグマを対象に、分布、個体数、生息環境、被害状況等を把握し、科学的な根拠に基づいた保護管理を目指して、任意計画として「石川県野生動物保護管理計画」を策定し、平成 12～13 年度の 2 カ年間の試行を実施した。

平成 13 年度には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法第 88 号)に基づく「石川県特定鳥獣保護管理計画」(第 1 期)を策定して保護管理に取り組み、さらに平成 18 年度には、「第 2 期石川県ニホンザル保護管理計画」を策定し、関係市町等と連携・協力して保護管理のための施策を展開してきた。

その結果、農作物被害の減少や個体数、群れ数の増加の抑制、分布域拡大の抑制など一定の成果が認められたが、常習的に農産物に依存する群れが見られることや、農作物被害が継続して発生していること、個体数が漸増していることなどから、引き続き、「第 3 期石川県ニホンザル保護管理計画」を策定し、サルと人との共生のための各種施策を推進する。

2 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (Macaca fuscata fuscata)

3 計画の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

上位計画である第 11 次鳥獣保護事業計画の計画期間に合わせるが、期間内であっても特定鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

4 保護管理が行われるべき区域

下記の市町を対象地域とする。

市町名	所管する農林総合事務所名
小松市	南加賀農林総合事務所
白山市	石川農林総合事務所
金沢市	県央農林総合事務所

5 保護管理の目標

(1) 現状

① 生息状況

ア 現在の分布と生息個体数

平成 23 年 (2011 年) 2 月現在、ニホンザルの群れは白山市の手取川流域を中心に 28 群約 1,100 頭が、金沢市南部犀川源流部に 2 群約 100 頭が生息し、約 30 頭のハナレザルを含めて合計 30 群約 1,200 頭が生息しているものと見られる。(図 1)

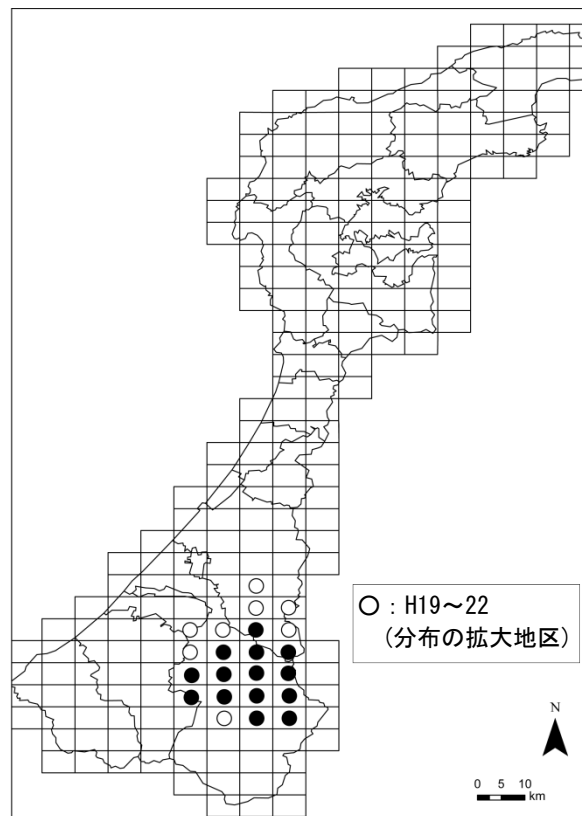


図 1 石川県のニホンザルの群れの分布

イ 生息個体数の変遷

大正 12 年(1923 年)に東北帝国大学の長谷部言人博士により、全国のニホンザルの生息分布のアンケート調査が実施され、石川県内のニホンザルの分布は、現在の白山市の白山麓(旧石川郡)で 12 か所、現在の金沢市で 2 か所の合計 14 か所であった。(三戸 1989)

その後調査が実施されることはなかったが、昭和 41 年(1966 年)から 44 年(1969 年)までの 4 年間、白山スーパー林道の開設計画を契機に、自然保護のための現況調査の一環として日本自然保護協会中部支部白山学術調査団による調査が実施され、旧尾口村と旧吉野谷村の尾添川流域に 8 群と瀬波川流域

に3群の合計11群300～350頭の生息が確認された。大正12年に生息が確認されていた金沢市二俣や旧尾口村東二ロアシガ谷、旧鳥越村左礫、鳶巣ノ山、旧白峰村桑島地内小嵐谷、大嵐谷、百合谷などの地域では、昭和44年当時すでに群れが消滅していた。これは、この地域で盛んに行われてきた焼き畑出作り耕作における農作物被害に対する有害捕獲や狩猟により、多くの個体が捕獲されてきた結果で(水野1990)、白山のニホンザルの分布が最も狭められ、個体数も減少していた時期である。

昭和44年(1969年)からは、石川県の委託による白山自然保護調査研究会ニホンザル班の調査や白山自然保護センターにおいて、群れ数、個体数についての継続的な調査が実施された。平成2年(1990年)までは、10～14群、3百数十頭と大きな変化はなかったが、平成2年から平成6年までの4年間に、群れ数が1.7倍の24群に、個体数では2.7倍の1,000頭に急激に増加した。その後、平成19年頃までは大きな変化はなかったが、平成20年頃から漸増し、平成23年2月現在30群約1,200頭となっている。(図2)

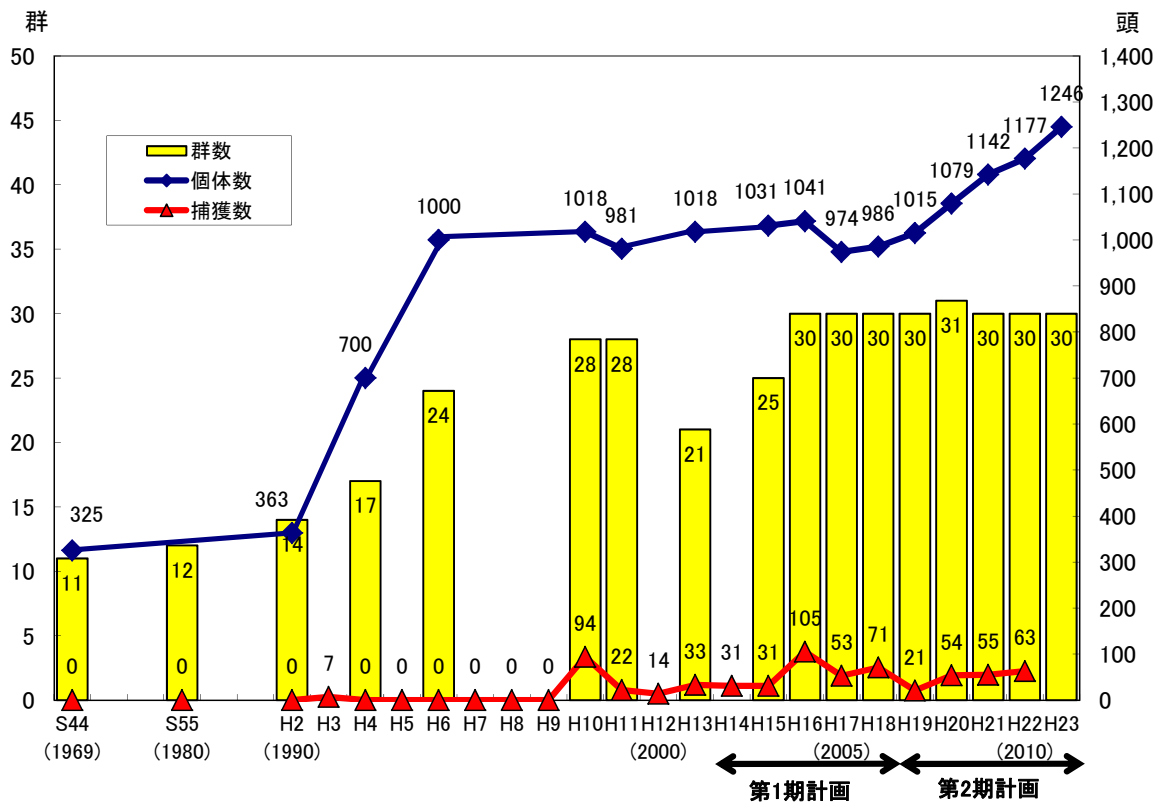


図2 ニホンザル群れ数と個体数、捕獲数の変遷

ウ ニホンザルの分布拡大

昭和41年(1966年)から現在までの分布の拡大の様子を見ると、手取川の支流尾添川流域と瀬波川流域から下流に向かって分布を広げ、平成元年(1989年)には手取川を渡り、また、一部の群れはさらに大日川流域に分布を拡大していった。分布を拡大しはじめた当時は、冬期間だけに見られた集落周辺での分布も、数年のうちにそのうちの一部が分裂して、集落周辺に定着するようになり、これに伴い個体数と群れ数が一気に増加した。

特に、尾添川上流に生息していたタイコ群は昭和46年(1971年)にタイコA、Bの2群に分裂し、そのうちのタイコA群は、昭和53年(1978年)12月には一里野温泉スキー場付近まで移動し、さらに昭和60年(1985年)には瀬戸集落にまで移動した。その後も増加と分裂を繰り返し、現在ではこの群れから派生した群れは、13群合計約500頭以上とこの地域に生息する群れの40%以上を占めている。

タイコB群については、現在4群に分かれているが、すべて保全群となっている。

また、瀬波川流域に生息していたクロダニ群は瀬波川を離れ、手取川本流の農耕地に進出し、個体数を増加させ、平成13年(2001年)には150頭以上の巨大な群れになった。

その後、この群れも分裂し、現在はクロダニA、B、Cの3群120頭前後となっている。また、これらの下流の集落周辺に進出した群れは、農作物を選択的に食べ、被害をもたらしているが、特に晩秋から冬の集落内外に残されたカキなどの果実類が群れを誘因し、定着化を促進しているものと考えられる。また、栄養的にも優れた農作物を摂取することにより、体力が向上するとともに、冬季の餌条件の悪い季節でも、体力の消耗が少なく、その分翌春の繁殖も順調に進むなどの要因が加わったことから、個体数が急激に増加していったものと考えられる。

金沢市南部犀川源流部に生息するアゲハラ群については、近年、同市寺津町周辺で徐々に目撃情報が増えており、行動域が拡大傾向にあると考えられる。また、平成22年から平成23年にかけては、同市湯涌町や市瀬町で農作物被害と目撃記録があり、対策が必要となっている。

一方、山に残った群れは、夏には標高1,000m以上のブナ林帯で過ごし、秋から晩秋にかけて次第に低標高地に移動し、冬期間には雪崩が発生する谷間の急傾斜地(600m)に降りてくるという従来からの生活パターンを守っている。このため、個体数には増減が無く、分布域の大きな変動も見られない。

(図3)

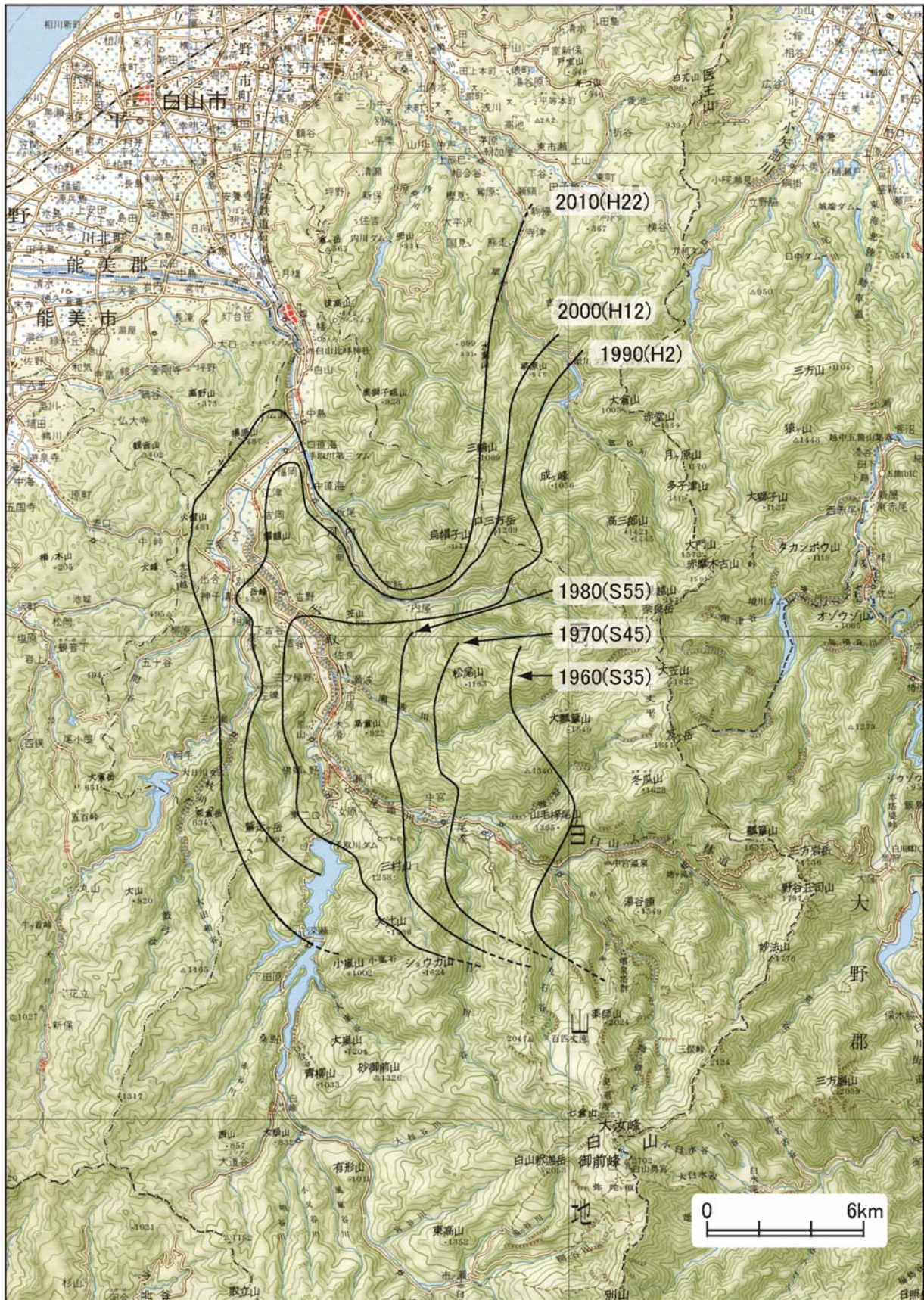


図3 石川県のニホンザルの分布拡大(1960~2010)

エ 群れ外のオスグループ及びハナレザルの状況

メスは、基本的に一生群れに留まっているのに対し、オスは、5、6歳以上の年齢に達すると群れを離れ、1頭あるいは2、3頭以上のグループを作って、群れの動きとは関係なく気ままに生活するようになる。多くは群れのいる地域やその周辺にいるが、中には、金沢市北部、野々市市、白山市北部の市街地、加賀の平野部、遠く能登半島へ出掛けていくものもいる。このようなハナレザルは、白山麓周辺では30頭程度が確認されている。

オ 季節移動の状況

白山のニホンザルの群れの多くが季節移動をすることは、1960年代からの調査で分かっており、夏にブナ帯から亜高山帯に上がり、秋に麓に下りてくることを確認している。

発信器を付けたタイコA4-2群の例をみると、2006年9月から2009年12月の行動域が図4のようであったことが明らかになった。

冬期には、標高200m~300mの集落近くで過ごしているが、夏期には2,160mの亜高山帯の森林に移動していた。標高差1,960mを、直線距離で最大約23km移動し、3年間を合わせた最大の行動域の面積は約73km²となった。

春から夏の季節移動は、雪解けと共に芽吹く柔らかい木の芽や草など、秋から冬の季節移動は、ブナや柿などのニホンザルの主要な食物の分布状況と一致していると考えられる。

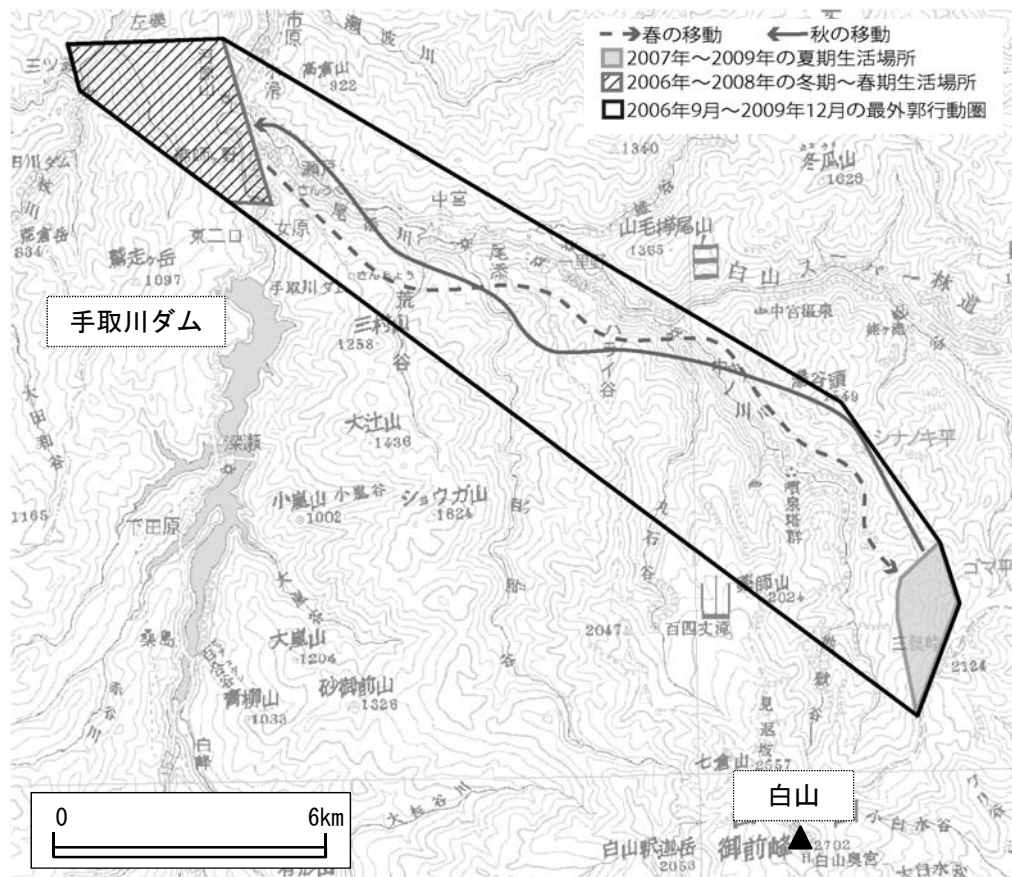


図4 タイコA4-2群の2006年9月～2009年12月の行動域
(上馬ほか(2009)より)

② 生息環境

ニホンザルの群れの生息は白山市南部、一部白山市に接する小松市東部及び白山市の直海谷に接する金沢市南部犀川上流地域に限られている。

特にニホンザルの生息の多い白山市南部の旧1町5村の人口は約30,000人である。また、ニホンザルによる被害地となっている旧吉野谷、旧尾口、旧鳥越、旧河内の4村の人口は約6,000人で、高齢化と過疎化が進行してきた地域である。

旧1町5村の森林のほとんどは天然林で、多くは、集落の近くではコナラ、ミズナラ、奥山はブナを主とする広葉樹天然林となっている。

③ 農作物被害の状況

昭和 50 年代のニホンザルによる被害の多くは、ハナレザルによるものがほとんどで、群れによる被害は秋の一時期だけに限られていた。地域も旧吉野谷村と旧尾口村の最奥の集落地の畑で、被害作物も大根と豆類に限られていたが、現在では、白山市の吉野谷支所、鳥越支所、尾口支所、河内支所の 4 支所管内に拡大している。また、金沢市の南部でもニホンザルによる被害の発生が拡大している。(図 5)

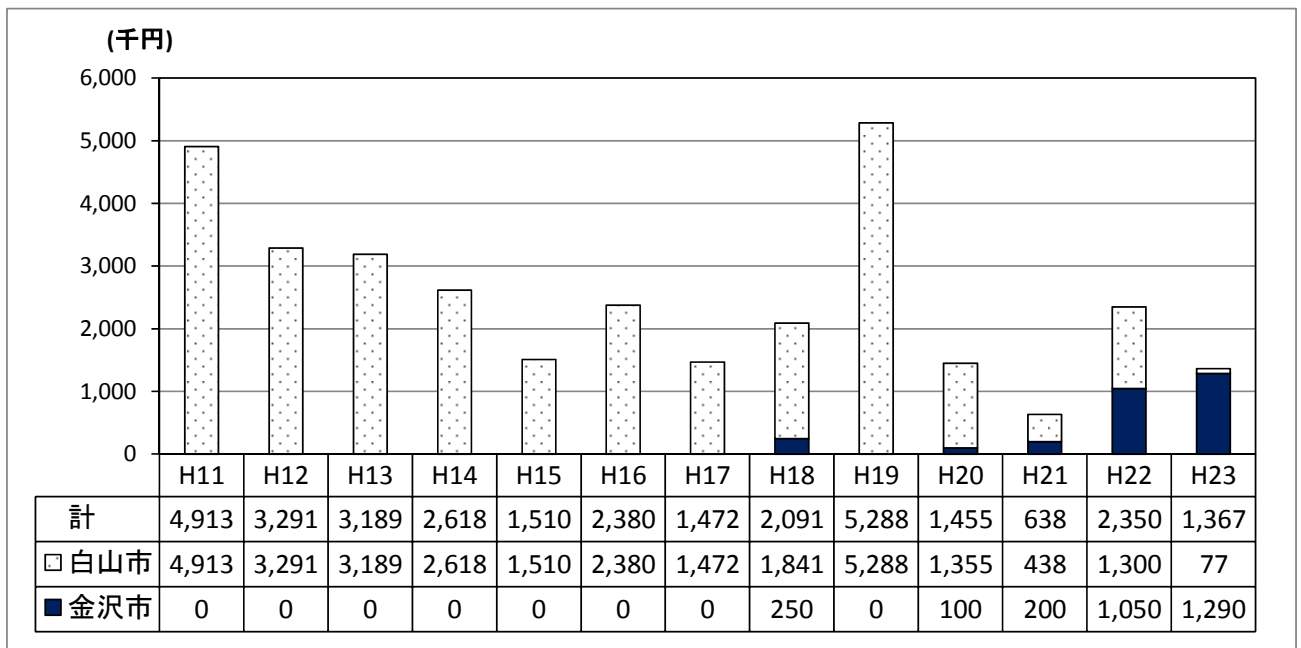


図 5 ニホンザルによる農作物被害の推移(市町別)

平成 11 年から 23 年までの被害を受けた農作物の品目別の被害面積及び被害金額は図 6 のとおりである。

被害が報告されている農作物は、野菜、稲が多く、その他果樹、いも類、豆類、雑穀等と多種類に及び、作付けされているほとんどの農作物に対し年間を通して被害が発生している。

被害面積は、平成 17 年に大幅に減少してからは、平成 19 年を除き、低い水準で推移している。

被害金額は、平成 17 年までは減少傾向が見られたが、平成 18 年以降は、増減を繰り返している。

なお、数字で表れるもののほかに、再三に渡り収穫間際に被害を受けることによる心理的な打撃は大きく、そのために生産意欲を喪失し、農耕放棄につながるような事例も考慮する必要がある。

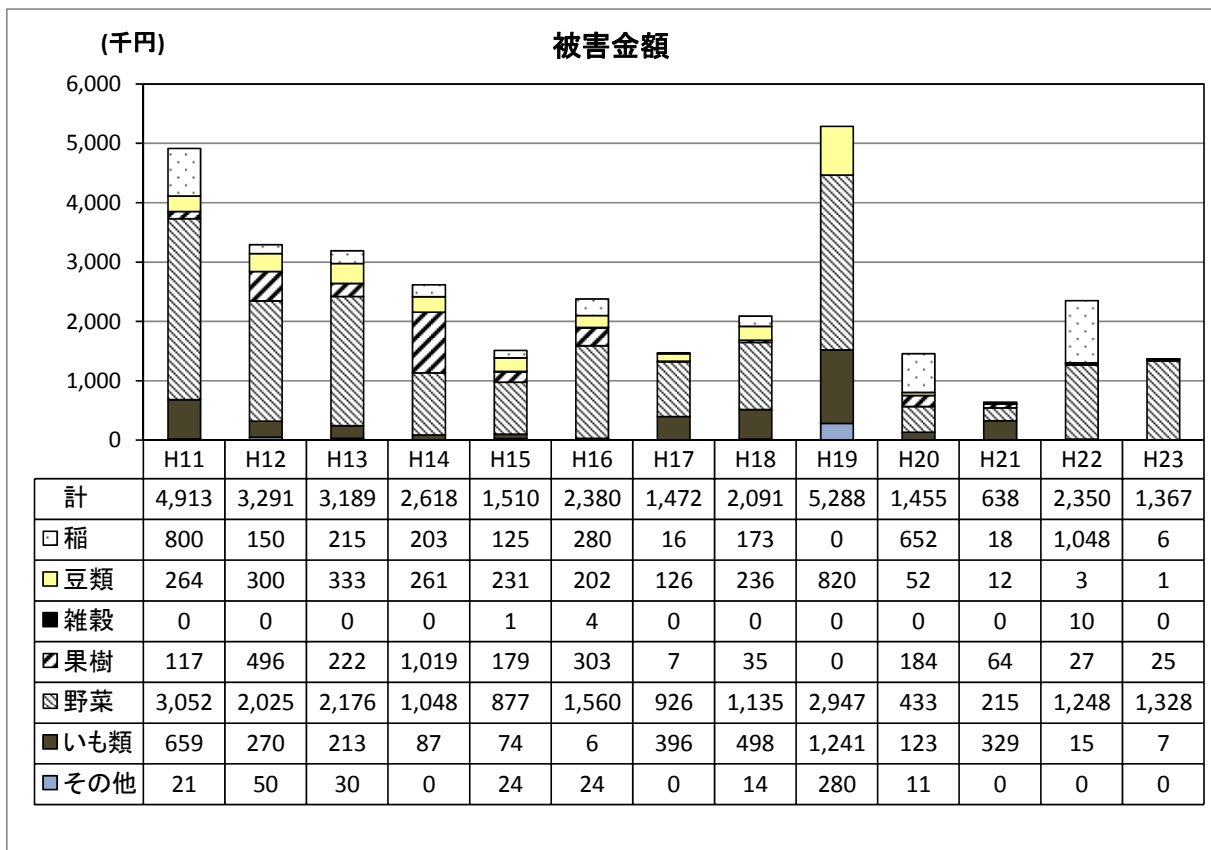
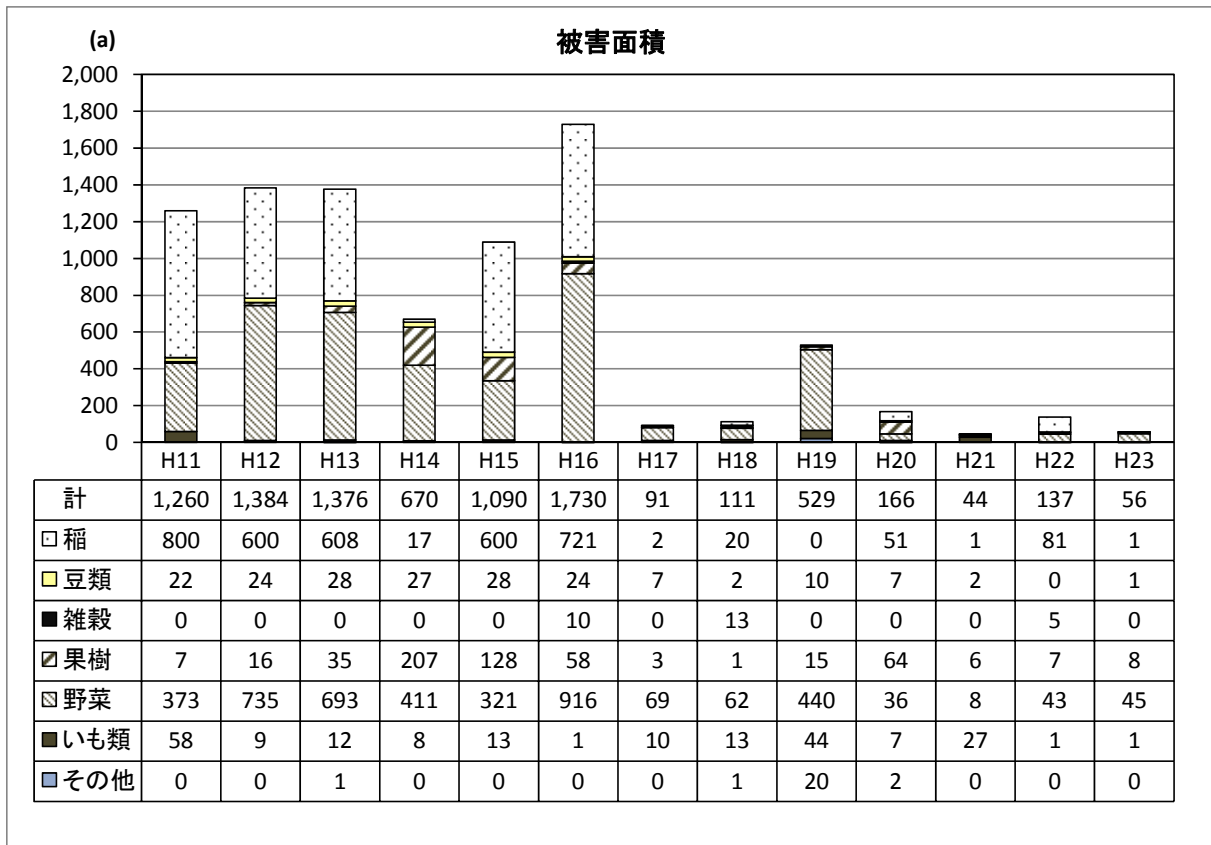


図6 ニホンザルによる農作物被害の推移(品目別)

④ 被害防止対策の状況

ア 市、地域による被害対策

ニホンザルの生息地である白山市南部の旧1町5村では、平成11年に白山麓鳥獣害対策協議会を設置し、平成12年度から被害を軽減するための方策として、被害地となっている旧4村で約6名の動向調査員を配置し、さらに平成16年度からは協議会に1名の鳥獣害防止対策専門員を配置し、住民に対する防護ネットの張り方や追い払いの方法の指導等を行ってきた。

市町村合併後は白山市全体で、また平成23年度には野々市市も加わり広域的な協議会として被害防止対策を進めている。

また、常に加害群の動向を捉えることができるよう、加害群1群あたり2頭のメス成獣に発信器をつけ、接近通報システムを導入してきた。調査員はそれぞれ1台ずつ受信機を持ち加害群の追跡を行い、加害群が集落に接近している場合に、集落関係者に連絡し、サルの追い払い等の被害防除にあたっている。また、一部の集落では、受信機を設置している。これまでに41頭に発信器を装着して放獣してきており、現在加害群のうち9群13頭を追跡している。なお、発信器装着等作業については白山自然保護センターが、麻酔、計測等の作業を分担している。

そのほか、白山市では住民自らが追い払いを実施できるよう、威嚇用に動物駆逐用煙火や爆竹を支給するとともに、普及用広報紙を各戸に配布し、サルの動向、防除ネットなど防護柵の張り方、被害に遭わない作物の配置方法などのサル対策を住民あげて実施できるよう支援を行っている。

イ 捕獲等の状況

被害が出始めた昭和50年(1975年)当時は、防除方法に確立された手法が無く、超音波や捕獲隊による威嚇発砲などが試みられ、追い払いが実施されてきた。

昭和58年(1983年)には旧吉野谷村で初めて「捕獲許可申請」が出され、平成3年(1991年)に初めて7頭が捕獲された。その後、平成9～10年(1997～1998年)ごろから旧鳥越村と旧河内村に被害が拡大した。

ニホンザルに対する対応は、平成9年(1997年)までは有害鳥獣捕獲を許可した上で、銃による追い払いを主に実施しており、捕殺は少なかった。しかし、農作物被害が増加したため、翌年には方針を転換し、銃による殺処分が実施されるようになり、平成12年(2000年)からは、任意計画の範囲内での有害鳥獣捕獲が実施された。

特定鳥獣保護管理計画が実施された平成14年度からは、個体数調整捕獲は、白山麓鳥獣害対策協議会が、また、平成17年(2005年)の合併後は白山市が追い払いや捕獲対策を実施している。平成14年から18年の5年間の捕獲数は291頭、平成19年から22年の4年間の捕獲数は193頭であった。

第1期、第2期の特定鳥獣保護管理計画では、捕獲にあたって、群れの加害レベルにより捕獲数に強弱を持たせるとともに、群れの個体数の増加と分裂による群れ数の増加を抑える目的で、メスの成獣に対して捕獲圧を強めてきた。

第1期計画での捕殺数は250頭で、それ以前の5年間の163頭と比較して増加している。これは、常習的に農作物被害を与える群れの繁殖抑制を主目的としたことや、被害を与える個体を集中的に捕獲したことによるものである。

第2期計画の平成22年度までの4年間の捕殺数は174頭と、第1期の平均値と比較すると若干減少している。

また、単独で集落周辺を徘徊し、農地に継続的に被害を与える雄のハナレザルについても捕獲を実施している。(図7、表1)

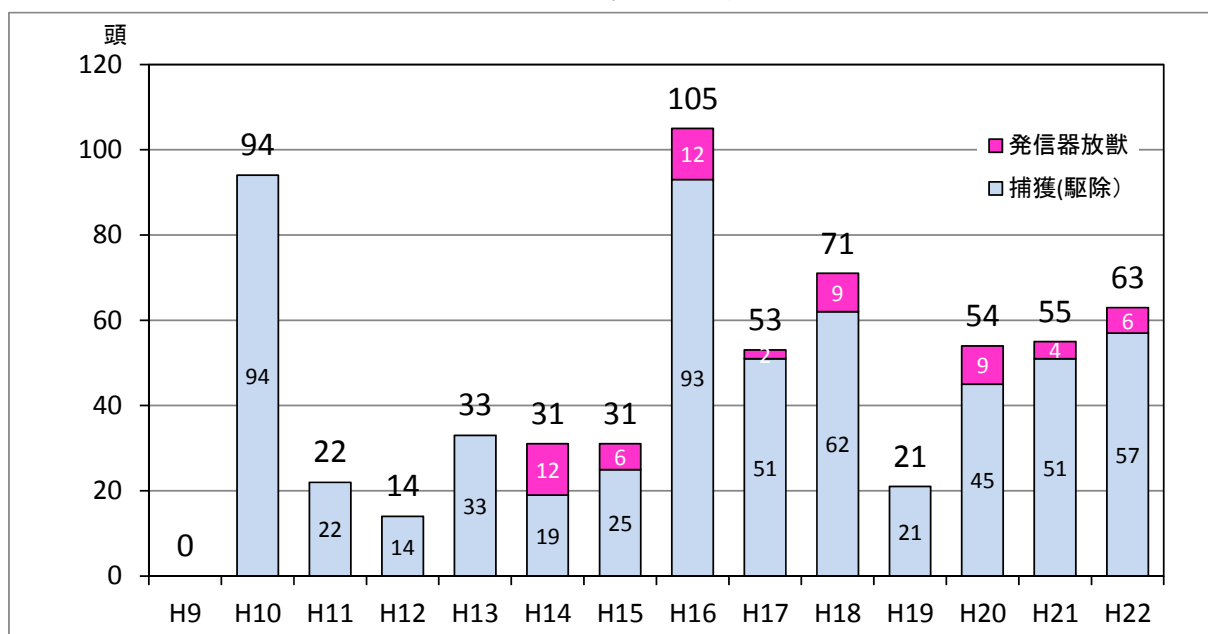


図7 ニホンザルの捕獲数

表1 ニホンザルの捕獲数の内訳

(単位:頭)

区分	H9	H10	H11	H12	H13	H9~H13
捕獲(駆除)	0	94	22	14	33	163
発信器放獣	0	0	0	0	0	0
計	0	94	22	14	33	163

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H14~H18
捕獲(駆除)	19	25	93	51	62	250
発信器放獣	12	6	12	2	9	41
計	31	31	105	53	71	291

区分	H19	H20	H21	H22	H19~H22	H9~H22
捕獲(駆除)	21	45	51	57	174	587
発信器放獣	0	9	4	6	19	60
計	21	54	55	63	193	647

(2) 保護管理の目標

平成19年度から23年度の第2期特定鳥獣保護管理計画により、農作物被害の減少や分布拡大の抑制など一定の成果があったと認められる一方で、今なお常習的に農産物に依存する群れの分布の拡大が認められ、農作物被害が起きている。

石川県に生息するニホンザルは、人間生活とは全く関係なく、1年を通して山中で生活を完結させ、人間に被害を与えることなく自然の中で暮らしている「健全な」群れと、人間生活の領域に進出し、農作物を専ら食することで人との軋轢を増やし、「被害を与える」群れに分けられる。

一方、これまでに行ったニホンザル被害についての住民アンケート調査の結果では、住民の多くは「被害がなければ、サルがいてもかまわない」と回答しており、白山の自然遺産の構成員の一つであるニホンザルを後世に継承することは現代を生きる我々の使命であるとの認識のもと、被害を無くすることを保護管理の目標としてきた。このため、第2期の保護管理目標を、「被害を軽減するため加害群を適切に管理する」並びに「健全なニホンザルの生息環境を保全し、個体群を維持する」こととしているが、金沢市域においても被害拡大があるなど、計画対象地域における保護管理の目標達成に至っていない。そのため、第3期においても、引き続き、第2期の保護管理目標を掲げ、目標の達成を目指すこととする。

6 保護管理の目標達成に向けた基本指針

(1) 目標を達成するための施策の基本的考え方

本来、白山麓に生息するニホンザルの行動様式は、夏季には標高の高いブナ林を中心とした地域で暮らし、冬には多雪と食糧不足に耐えるため、少しでも暖かく餌となる食物の多い低標高地に季節移動して冬を過ごし、春になると木や草の芽生を追って山の斜面を登るのを繰り返す季節移動が基本であった。

しかし、現在では、人間生活とは全く関係なく、1年を通して山中で生活を完結させ、人間に被害を与えることなく暮らしている「健全な」群れと、人間生活の領域まで進出し、農作物を食することで「被害を与える」群れに分けられる。

また、被害を与える群れを分類すると、季節移動し、限られた季節に被害を与えている群れと、通年的に集落の農地周辺を主な行動域として農地に強く依存している群れが見られる。さらに、その中間段階の群れも見られることから、これらの行動様式を十分観察した上で、群れの状況に応じた保護管理を行う必要がある。

すなわち、季節移動し、限られた季節に被害を与えている群れに対しては、被害発生時期に追い払いをかけることにより、本来の田畑の食物に依存しない群れに戻すことが求められる。一方、より依存性の強い群れに対しては、群れの中の田畑や集落周辺の果樹等への執着の強い個体を除去するなど、群れ全体が集落や田畑への執着をなくす方策が必要である。さらに、田畑や集落周辺の果樹等が一年を通じて群れの遊動域と重なるような集落依存型の群れに対しては、学習困難

な場合が多く、強度の捕獲圧をかけ、最終的には群れを除去する方向での対応も考慮に入れる必要がある。

このため、本計画では被害発生状況を調査解析することにより、群れ毎に加害レベルを判定し、(2) 管理指針に基づいて、適切な保護管理対策を実施することにする。

(2) 管理指針

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・健全なニホンザルの生息環境を保全し、個体群を維持する。 ・被害を軽減するため加害群を適切に管理する。
方 策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域個体群における群れを、保全群、調整群A、調整群B、排除群に区分して保護管理を行う。 ・良好な生息地の環境の保全と適正な捕獲数管理による個体群維持に努める。
具体的 な方策	<p>1 季節移動を行ない、一時期に被害を発生させている群れについては、接近通報システム等による追い払いを徹底する。</p> <p>2 捕獲・個体数調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作物生育期の6～11月の間、加害する群れについては、表2の「加害レベル判定基準」及び表3の「群れの加害レベルと被害対策の選定基準」にしたがって対応するものとする。 ・個体数調整にあたっては、繁殖数を抑制するため、主に成獣雌及び亜成獣雌を捕獲するものとする。単独で被害を与える雄（いわゆるハナレザル）については積極的に捕獲する。 ・個体数調整を実施しようとする市町は、事前に農林総合事務所と協議する。（*）
報 告	捕獲調書及び標本を提出する。

* 農林総合事務所は、白山自然保護センターと事前調整をする

表2 加害レベル判定基準

レベル	出没場所	人に対する反応	農林作物等の被害状況
1	○人家や農地に近い山林内で頻繁に見かける。	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリを食べる。 ○林縁部にあるホダ場のシイタケを食べる
2	○数頭が、まれに収穫後の農地に一時的に出没する。	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリを食べる。 ○林縁部にあるホダ場のシイタケを食べる。 ○造林木の食害をおこす。
3	○群れ全体が、農地に季節的に出没する。 ○数頭が、まれに人家の庭先にも出没する。	○人の姿を見ても逃げない場合がある。 ○人や車を見ても、追い払わない限り逃げない。	○主に畔の草本類や落ち穂を食べる。 ○庭先のカキなどの果実を食べる。 ○果樹、野菜、稲などの農作物を食べる。
4	○群れ全体が、農地にほとんど通年出没する。 ○人家に侵入する。	○人を威嚇する行動を見せる。	○果樹、野菜、稲などの農作物を食べる。 ○人の肩などに乗り、持ち物を奪う。 ○かみついたりひっかくなど人身被害をおこす。

表3 群れの加害レベルと被害対策の選定基準

区分	加害レベル	被害防除	個体の捕獲	環境整備
保全群	0			○人慣れを起こさないよう、餌付けしない ○生息地の保全
調整群A	1	○追い払い ○しいたけのホダ場は囲うか、人家周辺に移動		○林縁部に自生するカキやクリの除去または早期収穫 ○農地周辺のヤブの除去
	2	○追い払い ○簡易柵の設置	○加害個体の捕獲 ○造林地での被害は、群れの捕獲も検討	○放棄した農作物の除去 ○取り残しの農作物の除去 ○庭の果樹の除去または早期収穫
調整群B	3	○組織的な追い払い ○重要な農作物または大規模な農地は、恒久柵の設置	○加害個体の捕獲	
排除群	4		○群れの捕獲	

特定鳥獣保護管理技術マニュアルを参考に作成

7 保護管理のための具体的取り組み

(1) 群れに対する対策

① 群れの状況と評価

県内に生息する 30 群について、前掲表 2 の加害レベル判定基準に基づき、農地等への出没状況、人に対する反応、農作物被害等の発生状況や群れの個体数の増加率、季節移動の状況などを総合的に評価し、一つ一つの群れについてレベルを判定した結果、現状は次のとおりである。(図 8、表 4)

- ・加害レベル 0 の群れは 14 群約 470 頭で、県内に生息するニホンザルの約半数は、今も人との関わりがほとんどない良好な状態で、健全に生息している。
- ・加害レベル 1～2 の群れは、9 群約 470 頭で、ある程度季節移動が見られ、一時的に被害を与える群れである。
- ・加害レベル 3 程度の群れは、7 群約 280 頭で、集落周辺に定着しあまり季節移動をせず、農作物への依存度が高い状態が見られる。
- ・加害レベル 4 と明確に判断できる群れは、現状では認められない。
- ・この他にハナレザルとして群れに属さず、群れの周辺や県下各地に出没するものが 30 頭程度存在するとみられる。

② 群れ区分に応じた保護管理対策

保全群、調整群 A、調整群 B、排除群の区分毎の保護管理のあり方は次のとおりとする。(表 3)

ア 保全群

良好な状態にある群れであり、今後とも、良好な生息環境の維持に努めるとともに、観光客等のエサやりなどで人慣れが進まないように留意する。

イ 調整群 A

一定の対応策を講じれば、良好な関係に戻せる可能性のある状態である。季節移動し、限られた季節に被害を与えている群れに対しては、被害発生時期に追い払いをかけることにより、本来の田畑の食物に依存しない群れに戻すことを原則とする。

ウ 調整群 B

加害レベル 1～2 の状態へ誘導できるか、レベル 4 の状態へ移行していくか、現状では判断できない状態のものもあり、レベル 4 への移行が懸念される群れに対しては、組織的な追い払いを強化するとともに、群れの中の田畑や集落周辺の果樹等への執着の強い個体を除去するなど、群れ全体が集落や田畑への執着をなくす方策など、的確な捕獲管理もあわせて実施していくことにより、レベル 4 へ移行していくことなく、レベル 2 へ段階的に移行するよう努める。また、被害防止柵の設置など、効果的な対策を継続していくものとする。

エ 排除群

いかなる対策を講じようと、人と良好な関係に戻すことはほとんど不可能と考えられる状態の群れであるが、現状では、明確にこの区分と判定される群れはないと考えられる。田畑や集落周辺が1年を通じて遊動域と重なるような集落依存型の群れに対しては、学習困難な場合もあり、強度の捕獲圧をかけ最終的には群れを除去する方向での対応も考慮するものとする。

オ ハナレザル

新たに群れを離れ、放浪する個体については被害が一過性で、繰り返し被害が発生することはないと考えられるが、一か所に定着して、継続的に被害を与える個体については、積極的に捕獲するものとする。

なお、第2期計画策定時より個体数が約200頭増加していることや、金沢市でも被害が新たな地域に拡大したことに鑑み、群れの加害レベル等に応じて、個体数調整の強化を図るものとする。

③ 具体的な保護管理の方法

ア 捕獲

- ・繁殖数を抑制するために、主に成獣メスおよび亜成獣メスを捕獲する。
- ・単独で被害を与えるハナレザルについては、積極的に捕獲する。
- ・個体数調整を実施しようとする市町は、事前に農林総合事務所と協議する。

イ 追い払い

接近通報システムによる効率的な追い払いを推進する。

表4 石川県のニホンザルの群れの状況と評価

区分	生息地域 (旧市町村)	群れの名称	加害 レベル	個体数レベル (H23.2月)	個体数 の増減 (H19-23)	移動	備考
保全群 14群 約470頭	吉野谷	クニミA	0	中	不明	季節移動	
	吉野谷	ガラダニ	0	中	不明	季節移動	
	金沢	タカサブロウ	0	中	不明	季節移動	
	吉野谷	カムリ A1	0	大	↑	季節移動	
	吉野谷	カムリ A2	0	中	→	季節移動	
	吉野谷	カムリA3	0	小	不明	季節移動	
	吉野谷	カムリA4	0		不明	季節移動	消滅
	吉野谷	カムリ C	0	中	不明	季節移動	
	吉野谷	カムリ E	0	中	↑	季節移動	
	吉野谷	カムリ F	0	小	↓	季節移動	
	吉野谷	カムリ? G				季節移動	消滅
	吉野谷・尾口	タイコ B1	0	中	→	季節移動	
	吉野谷・尾口	タイコB2-1	0	中	↑	季節移動	
	吉野谷・尾口	タイコB2-2	0	中	↓	季節移動	
	吉野谷・尾口	タイコB2-2SG	0	小	→		
	尾口	タイコA3	0	小	↓	季節移動	
調整群A 9群 約470頭	吉野谷・尾口	タイコA2-1	2	大	↑	季節移動	
	吉野谷・尾口	タイコA2-3	1	大	↑	季節移動	
	尾口・鳥越	タイコA4-2	1-2	中	→	季節移動	
	河内・吉野谷	クロダニC	1	小	不明	季節移動	
	金沢	アゲハラ	1	中	不明	季節移動	
	吉野谷・尾口	カムリ D	2	大	↑	季節移動	
	吉野谷	オダニA	1	大	↑	季節移動	
	吉野谷	オダニB	?	中	↑	季節移動	
	吉野谷	オダニCorカムリD-SG	?	小	不明	季節移動	
鳥越	アテ				?	消滅	
調整群B 7群 約280頭	吉野谷・鳥越	タイコA1-2	3-4	中	→	定着	
	吉野谷	タイコA1-1a	2-3	中	→	定着	H19年度調整群Aより
	吉野谷・鳥越	タイコA1-1b	3	中	不明	定着	
	尾口・鳥越	タイコA4-1	3	小	↓	定着	
	吉野谷・尾口	タイコA2-2	3	中	→	定着	H22年度調整群Aより
	河内・吉野谷	クロダニA	3	大	↑	定着	
	河内・吉野谷	クロダニB	3	中	↑	定着	
		ハナレオス		30			
	合計			1,246			

- ・本評価は平成23年3月現在のものである。
- ・個体数レベルは次の通り 小:10-25頭, 中:26-50頭 大:51-100頭、特大:101頭
- ・個体数、群れ数は、平成23年2月滝澤らの調査による。
- ・個体数の増減は次の通り ↑:増加, →:変化なし ↓:減少
- ・群れの名称の由来:カムリ(冬瓜山(カムリ山)、タイコ(太鼓壁という岩壁の名前)、オダニ(雄谷)、クニミ(国見山)、クロダニ(黒谷)、ガラダニ(ガラ谷)、アテ(阿手)、タカサブロウ(高三郎山)、アゲハラ(揚原山)

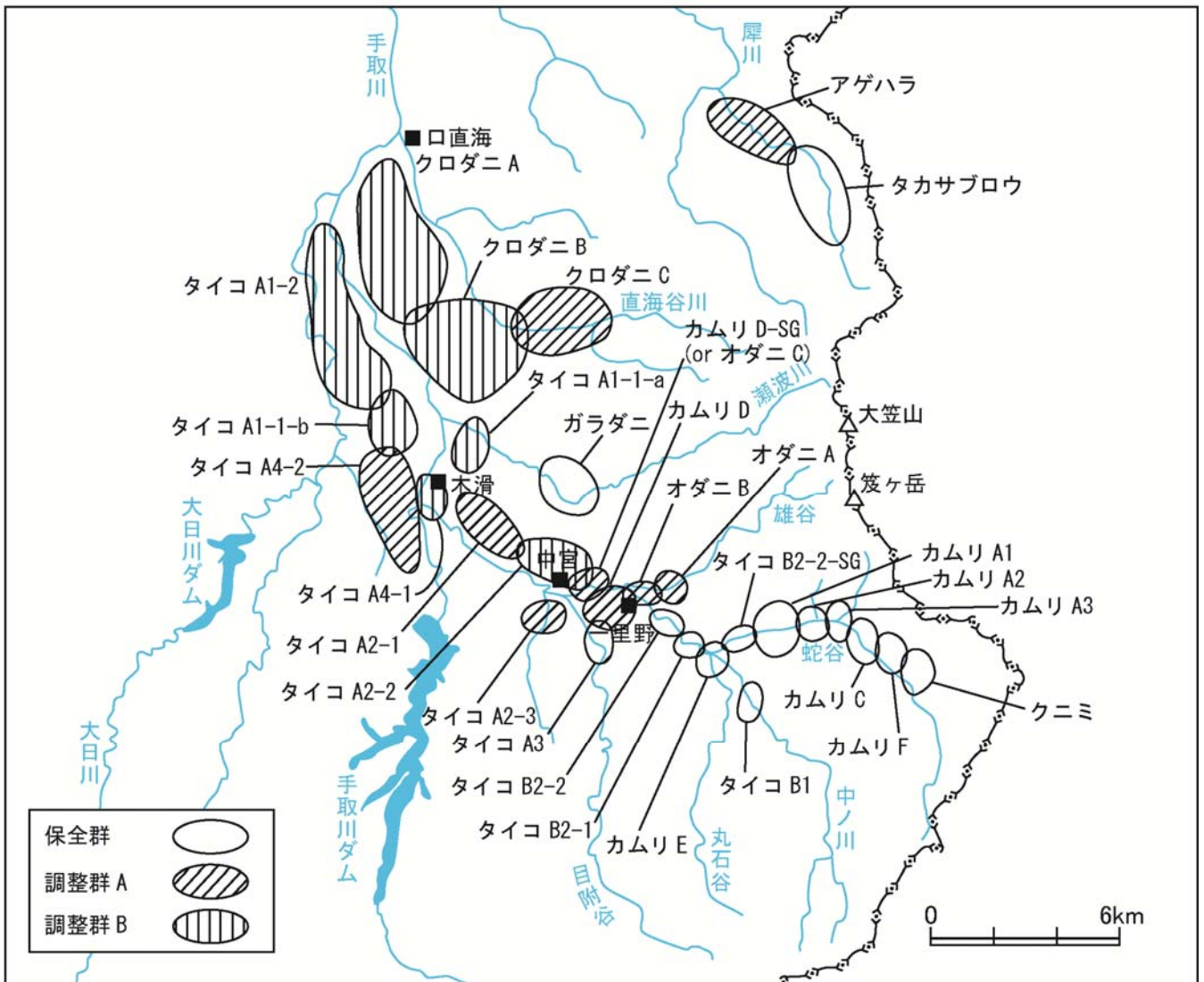


図8 各群れの分布（冬期）と評価
 （カタカナは群れの名称を示す）
 （2011.2 滝澤らの調査を参考に作成）

(2) 生息環境の保護及び整備の対策

次の地域区分により、適切な生息環境の保全を図るものとする。

ア 保護地域：白山鳥獣保護区を準用

- ・保護地域は、本来の野生動物の生息地として厳正に保護する地域である。
- ・人間活動を一定の範囲で規制する。
- ・自然環境の原始性を維持、更新できるように配慮し、野生動物の良好な生息環境の維持に努める。

イ 緩衝地域：保護地域と排除地域を除く地域

- ・緩衝地域は、野生動物と人間の活動が混在する地域である。
- ・野生動物の生息地の保全を目的とする地域では現状の維持に努める。
- ・被害地、農地、集落地に近い部分では、これらの地域にニホンザルが容易に侵入することを抑制するために、市町等と連携協力しながら間伐や除伐などの里山林整備に取り組むものとする。

ウ 排除地域：集落及びその周辺の農地

- ・排除地域は野生動物を排除し、円滑な人間活動を確保する地域である。
- ・農林業被害等を抑制できる地域づくりのため、県、市町、関係団体、地域住民等が連携協力して、下記の事項等の推進に努める。
 - 隠れ場となる休耕田や耕作放棄地等の荒廃地の整備に努める。
 - ニホンザルを農地や集落に誘引するカキ等の果樹の早期の摘果や収穫放棄野菜、農業廃棄物などの誘因食物の管理を徹底する。
 - 農地等への侵入防止のための電気柵等の設置などの方策を講じる。

8 その他保護管理のために必要な事項

(1) モニタリング等の調査研究

県は、市町等と連携協力して、効果測定や経過追跡のためモニタリングを行い、その結果をフィードバックして、検討を行い、随時、計画の見直しを行うものとする。

調査内容：個体群動態調査（個体数、分布、繁殖状況、栄養状況など）
被害調査（被害の種類、量、季節など）

(2) 計画の実施体制

県は保護管理対策の結果を正確に評価し、次年度あるいは次期計画にフィードバックしていくために、図9の保護管理体制を持続させるものとする。

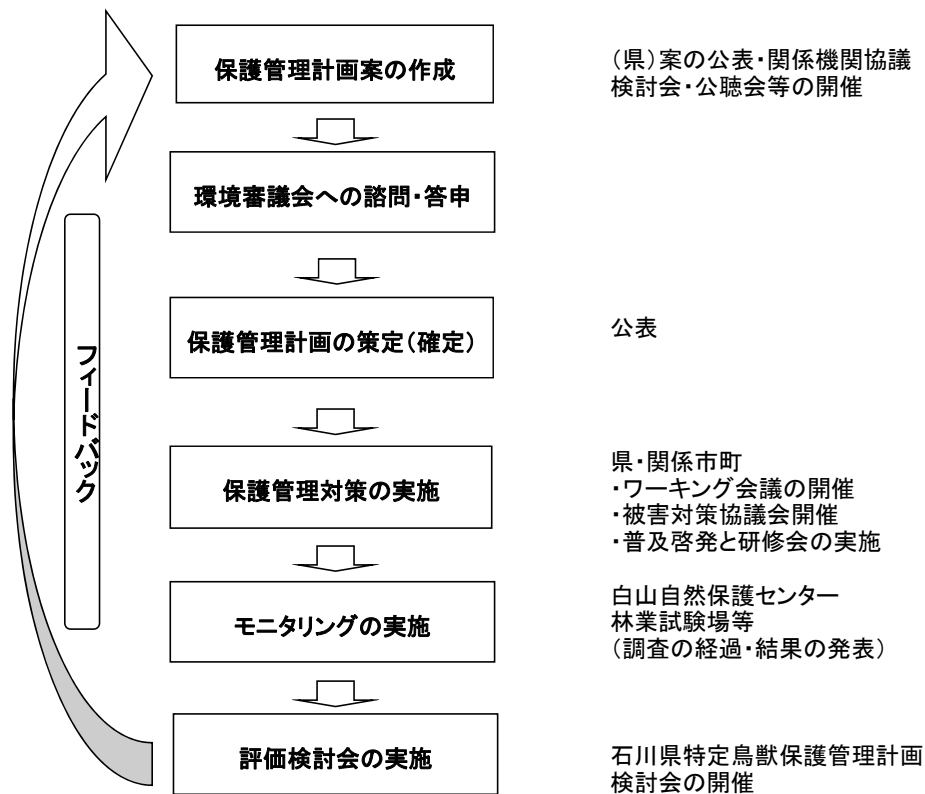


図9 計画の実施体制

(3) 普及啓発等

県は、市町等と連携協力して、本計画を推進するために、ニホンザルの生息状況、被害状況、本計画の趣旨・内容などの普及啓発に努める。

白山国立公園や白山一里野県立自然公園、手取・獅子吼県立自然公園、また、白山スーパー林道等での餌づけ防止キャンペーンや、いしかわ自然学校等と連携した普及啓発、ボランティア等によるカキもぎやヤブ刈り等の保全活動等の充実強化を図る。

また、保護管理に関する技術、知識の習得を目的に、関係機関に対する研修を実施するものとする。